

仲間と親とあゆみ続けて

32年間の障害者福祉実践

第8回 仲間の高齢化の課題に向き合う

🦋 応益負担から応能負担へ

2006年、障害者自立支援法により導入された福祉サービスの利用料の1割を負担する「応益負担」は、多くの障害のある人、家族の生活を苦しめるものでした。障害者自立支援法違憲訴訟が全国で一斉に提訴され、応益負担の廃止を求める全国規模の運動がおこり、2009年から所得や負担能力に応じて支払う「応能負担」に変わりました。

2009年10月、愛知から夜行バスで向かった日比谷野外音楽堂と公会堂で行なわれた全国集会。全国から幅広い関係者1万人が集まり、発言に何度もうなずきました。当時の厚生労働大臣から、応益負担から応能負担に変えると聞いた時の喜びは一生忘れません。

2009年12月、国連で採択された障害者権利条約の締結に必要な国内法を整備するために障がい者制度改革推進本部

が発足しました。そして2010年1月7日に当時の民主党政権と障害者自立支援法違憲訴訟団が、応益負担をすみやかに廃止し、新しい福祉法制を2013年8月までに実施することを確約する基本合意を交わしたのです。

2011年に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で骨格提言がまとめられ、2012年に障害者総合支援法が成立しました。この年に自公政権が復活しています。障害者権利条約の批准に向けて、国内法の見直し（障害者基本法、差別解消法の制定など）が行なわれ、2014年によりやく日本は権利条約を批准することになりました。

しかし2014年より介護保険優先原則を理由に、65歳になつた障害者にその人の生活実態を考慮することなく無理に介護保険への移行をせまる動きがはじまり、全国で反対運動が起き、裁判が続けられています。

2015年には社会福祉法人に地域貢献活動を義務化する

動きに反対する全国的な運動が起こりました。そのなかで私は厚生労働省の委員会傍聴に出かけ、定員オーバーで立ったまま必死でメモを取りました。会議中に寝ている、秘書と話をしてまったく内容を聞いていない国会議員が多くて驚きました。義務化実施は多くの反対の声により止めることができ

ました。

🦋 矛盾の背景を考える

障害者自立支援法成立後、障害者福祉の現場は事業規模が拡大し、日中活動の場だけでなく、暮らしの場、余暇の場、相談支援など事業が多岐にわたるようになり、専門家である福祉系大学の新卒職員を採用するのがなかなか厳しくなりま

した。新たな業界からの福祉事業参入も増えている、福祉系大学の新規卒業生は引っぱりだこなっています。

障害者福祉の現場の問題の背景に何があるのかを、福祉労働者自身が検証し続け、運動で声をあげて制度を変えていく努力が必要であると思います。そして運動には制度を変えていく障害者運動と、労働条件を変えていく労働運動の2つがあることを実感しています。

事業所の認可・無認可による制度のちがいは、単に職員の労働条件のちがいでなく、公的福祉の担い手である職員の社会的な地位の問題でもあります。2006年に障害者自立支援法が施行されたことで、制度として全国どこでも同じになったことは一つの前進でした。

しかし、これまで厳しい現場の状況をのりこえる力となつてきた廃品回収やバザーなどの資金づくりや、家族会への参加といった職員と親がお互い関係をつくっていく場が減り、仲間のケース会議など職員同士で実践を議論する時間も減っていききました。それだけでなく日割り報酬制度により、たとえば仲間が通院で欠席したら「体調大丈夫かなあ」と心配するのではなく、「何円の減収になる…」と福祉サービス費の単価で考えるようになっていく。また、重度の仲間が入所してくると、職員の体制がどのくらい必要になるといふ心配ばかりして、現場で仲間の発達の事実をつかむ気持ちのゆとりが無くなりました。

仲間の「問題行動」に対して職員集団全体で考えるのではなく、それを担当の職員のせいにしてしまったり、限られた



2009年日比谷での全国集会にて